

令和7年5月15日

町民各位

滑川町長 大塚 信一
(公印省略)

『環境美化の日』町内一斉美化運動の実施について

滑川町では「滑川町の環境をよくする条例」を平成8年に施行し、毎年6月と12月の日曜日に『環境美化の日』町内一斉美化運動を実施してまいりました。

清潔で美しい町を保ち、生活環境の整備をさらに進めるため、下記のとおり実施いたしますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和7年6月8日(日) 午前8時から実施をお願いします。
※実施の詳細及び雨天等による判定につきましては、環境委員・環境補助員等地域の役員にご確認ください。
- 2 区 域 滑川町全域の道路(グレーチング)・歩道・水路等
- 3 内 容 1) クリーンウォーク(町内のごみ拾い)
2) ごみは、①もえるごみ ②空き缶 ③空きビン
④プラスチック類 ⑤粗大ごみ
に分別して、①～④は配布する袋に入れて出してください
※「環境美化の日」のみ、もえるごみ、資源プラスチック以外の収集にもご使用いただけます。
例：もえるごみ指定袋に空き缶をまとめる。→収集します。
3) ごみは、各地域の集会所等指定された場所に出してください。
4) ごみ袋の配布は、5月15日より全戸配布させていただきます。
- 4) 注 意 ●必ず袋に入れて出して下さい。袋に入っていないものは収集しません。
●家庭からのごみ、雑草等は収集しません。出された場合には、地域の責任において処理をお願いいたします。
●放置自転車がある場合は東松山警察署までご連絡をお願いします。

【問い合わせ先】 滑川町役場 環境課 生活環境担当 電話56-6909